

反社会勢力等への対応に関する基本方針

十勝農業協同組合連合会

代表理事会長 鈴木雅博

十勝農業協同組合連合会（以下「本会」といいます。）は、事業を行うにあたりまして、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

本会は、反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、本会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保、教育、資源配分等を実施し、反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

本会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

本会は、反社会的勢力等に対して組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

本会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

【附 則】

この基本方針は、令和6年12月18日から適用する。